

企業結合（ステップ２） のれんの償却処理の取扱いの検討

１．前回委員会での意見の整理

- 前回の委員会においては、「単体財務諸表関する検討会議」（以下「単体検討会議」という。）の報告書（**参考 １**を参照）も踏まえながら、のれんの償却処理の取扱いについて検討を行った（**参考 ２**を参照）。
- 前回のディスカッション・ポイントのステップ（**参考 ３**を参照）に従った意見の概要は、２ページ以降に整理している。

２．前回は踏まえたディスカッション

- 今後の方向性を判断していくにあたり、議論を深めるべきと考えられる事項について、前回の意見を踏まえた新たなディスカッション・ポイント（２ページ以降を参照）を中心に審議頂きたい。

前回ディスカッション・ポイント１		
ステップ１		
現行基準における「規則的な償却を行う方法」の考え方、その根拠について、どのように評価するか。		
償却が適切と考える根拠	非償却が適切と考える根拠	ディスカッション・ポイント
・取得のれんは取得原価と取得時の識別可能資産及び負債の差額である。しかも、識別された資産と負債がどのように測定されたかにもよる。したがって、そのような「差額概念ののれん」について、その価値が永続すると考えることは一般的に困難であり、「耐用年数が特定できない無形資産」とは明らかに性格が異なる。 ・のれんの償却年数の決定は大変だが、その後は実務上会計処理が容易になる。また、減損テストを毎期行うことは煩雑である。	・のれんの規則的償却を行わないという前提条件として、次の２つが挙げられる。 (a)無形資産の包括的な会計基準の開発（これにより、投資取得差額の無形資産への配付対象が広がることから、のれんの金額は相対的に少なくなる効果がある） (b)のれんの減損テストの厳格性を高め、かつ頻度を見直す 以下の根拠のいくつかは、この２つの条件が満たされることを前提に述べられている。 ・のれんを規則償却する場合、償却期間・償却パターンを経済実態に即して適切に決めることは難しく、結果的に恣意的になりがちなため、定期的に厳格な減損テストを行う方が、経済実態を財務諸表に適切に表していくことができる。	✓ のれんの償却期間・償却パターンは経済実態に即して適切に決めることが難しく、恣意的になりがちという意見に対して、有形固定資産の減価償却では耐用年数を見積って費用の期間配分を行っているが、この点をどう考えるか。 ✓ 非償却としたうえで定期的に厳格な減損テストを行う方が、経済実態を財務諸表に適切に表していくという意見がある一方で、単体検討会議の報告書では、「非償却として減損のみとした場合、事業環境の悪化に伴い一気に損失が表面化し、景気が悪化

		した場合、不安定さが増幅する。」という意見が示されている。この点をどう考えるか。 ✓ 非償却として減損テストを毎期行うことは煩雑であり、ある期に減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定期間にわたり規則的な償却を行う方が合理的とする現行基準の根拠をどう考えるか。
・取得のれんがどのような要素で構成されているかを踏まえる必要があるが、仮にその大部分が超過収益力であるとしても、競合相手が常に参入するのがビジネスの常であり、取得のれんの価値は減価していくものと考えのほうが一般的であると思う。取得のれんの償却を行わないと、その減価分について結果的に自己創設のれんが計上されることになる。	・買収後ののれんの価値がシナジー効果で当初よりも増加することもありえるし、非償却の場合もその増加分は認識しない。逆に価値が減価すれば、のれんを減損処理すれば良いので、のれんの非償却が結果的に自己創設のれんを認めることになるという批判には当たらない。	
・のれんの償却費とのれんを維持する費用は性格が異なり、費用の二重計上の批判に当たらない。	・のれんの非償却は、自己創設のれんの計上になるという批判があるが、逆に、のれんの償却費を定期的に計上し、のれんの価値を維持するために	

	かかる費用（広告費・開発費等）を計上すれば、費用の二重計上になる弊害がある。	
・取得のれんは投資の一部を構成しており、事業買収に伴う将来収益のコストである。投下資本の回収の面からは、のれんの償却後で利益が計上できるか否かが重要であり、収益と費用の対応の観点からものれんは償却すべき資産である。	・財務諸表利用者や企業経営者の中には、業績評価やEPSの計算上、のれんの償却費を考慮していないという意見があり、のれん償却費の財務報告上の有用性に疑問がある。	✓ 企業経営者はのれんの償却費を考慮していないという意見がある一方で、単体検討会議の報告書では、「のれんの償却後で利益が計上できるか否かが重要」という意見が示されている。この点をどう考えるか。
・のれんの償却・非償却については、それぞれの論拠に一長一短がある。現行の日本基準は両者を比較考量して償却を選択しているが、どちらの考え方が良いかは言いきれない。 ・考え方の面から償却・非償却を選択することは難しく、実務的な面から検討していく必要がある。		
ステップ２ コンバージェンスの観点から、のれんの償却についてどのように考えるか。		
償却が適切と考える根拠	非償却が適切と考える根拠	ディスカッション・ポイント
・IFRSや米国基準では非償却であるので、ビジネス環境の側面からはイコール・フットィングにすべきという点も理解できるが、投下資本の回収という点や、自己創設のれんの計上の可能性、減損会計の適切な運用への懸念も考慮する必要があると考える。会計基準のコンバージェンスは、企業の経済的実態をより適切に表す、高品質に向かう	・コンバージェンスによって、のれんの規則償却をしないで、より厳格性があり頻度の高い減損テストをした方が、ステップ１で説明されているように、企業の経済的実態を適切に表示し、かつ財務諸表作成者及び投資家に有用な情報を提供することができる。 ・米国基準及びIFRSがいずれものれんを償却し	✓ IFRSと米国会計基準のコンバージェンスが終了していることをもって、日本基準も合わせるべきという意見と、我が国の考え方が国際的な会計基準と異なる場合にはその考え方を主張していく

ものとして位置付けるべきであり、この観点を踏まえると現行の取扱い(償却と減損の併用)の方が適切と考えられる。	ないため、日本基準で償却を続けるメリットは少ないと考えられる。 ・ IFRS 及び米国基準はいずれものれんは非償却であり、日本基準だけがのれんを償却することは望ましくない。	べきという意見がある。この点についてどう考えるか。
	・ 無形資産の包括的な基準の開発により、のれんの金額を少なくする考え方が適切ではないか。これにより、のれんの非償却のデメリットは減少すると考えられる。 ・ IFRS 及び米国基準と同様に、我が国も無形資産の会計基準の整備を進めているが、従来通りののれんを償却することは一貫性に欠ける。	
ステップ 3 上記を踏まえ、連結の取扱いをどのように判断するか。(⇒非償却にすべきと判断する場合にはディスカッション・ポイント 2 についてもご意見をお伺いしたい)		
償却が適切と考える根拠	非償却が適切と考える根拠	ディスカッション・ポイント
・ ステップ 1 で現行の方法が適切と考えるため。 ・ のれんの会計処理はリサイクリングとともに、日本基準の存在意義に関わるものである。	・ ステップ 1 で非償却の方が適切と考えるため。 ・ コンバージェンスの観点から非償却が適切。	✓ 「のれんの会計処理はリサイクリングとともに、日本基準の存在意義に関わるものである」という意見をどう考えるか。
前回ディスカッション・ポイント 2 仮に連結ベースでのれんを非償却とすることとした場合、連単一致のコスト（デメリット）と連結先行のコスト（デメリット）を踏まえ、		

単体の取扱いをどのように判断するか。		
連単一致が適切と考える根拠	連結先行が適切と考える根拠	ディスカッション・ポイント
・税務上の問題は少ないことや、財務諸表利用者の理解が容易になるため、特に理由がない限り、連結と単体を共に償却しないことが適切。 ・税務上損金経理要件はない。単体でのれんが生じるケースは少ない。このため、連単分離する理由は全くなく、連単共に非償却とすべき。	・連結財務諸表作成の一般原則における、いわゆる準拠性又は規準性の原則によると、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作らなければならない。このような観点からは、連単一致が原則である。一方、実務面からも、連結先行した場合にはそれに伴うコストやデメリットがあることから、基本的には連単一致であるべきである。しかしながら、現実問題としては税務上の懸念等を指摘する人々に配慮して、それらの懸念が解決されるまでは、当面連結先行をすることは止むを得ない。また、単体検討会議からの報告書による意見を、十分斟酌する必要性があることも考慮した上で、連結先行をすることには異論がない。しかし、だからといって、連結上までコンバージェンスするべきではないという考え方には、賛同できない。	✓ 仮にコンバージェンスの観点から非償却とする場合、連単一致にすると、企業結合後の利益計算の観点や自己創設のれんの計上の問題などの懸念が連単とも残るが、この点をどう考えるか。

以上

（参考１）「単体財務諸表に関する検討会議」報告書（平成 23 年 4 月）より抜粋

（２） のれんについて

（単体財務諸表に関する方向性の考え方）

のれんの単体財務諸表における取扱いについては、当面、現行の償却を変更すべきでないとの意見が多くみられた。その考え方は、以下のとおりである。

- 事業を買収するのは、主として買収した事業を通じ利益をあげることを目的としたものであり、売却を目的としたものではない。のれんは、事業買収に伴う将来収益に対応するコストである。のれんの償却後で利益が計上できるか否かが重要であり、収益と費用の対応の観点からも、のれんは償却すべき資産である。
- 非償却として減損のみとした場合、事業環境の悪化に伴い一気に損失が表面化し、景気が悪化した場合、不安定さが増幅する。
- 単体財務諸表におけるのれんはさほど重要性がない場合が多く、仮に連結財務諸表においてコンバージェンスを図る場合でも、単体財務諸表については、我が国におけるこれまでの考えを維持しても良いのではないか。

一方、IFRS 同様に非償却に変更すべきとの意見の考え方は以下のとおりである。

- IFRS と米国会計基準のコンバージェンスは終了しており、我が国も国際的な比較可能性から、コンバージェンスを図るべきである。また、投資家の観点からは、連結財務諸表と単体財務諸表に異なる会計処理を採用することにより誤解が生じる可能性がある、両者はできる限り一致することが望ましい。

（連結財務諸表に関する参考意見）

なお、検討会議においては、連結財務諸表におけるのれんの非償却について、以下の両論の参考意見も聞かれた。

- 事業買収時に海外企業とイコール・フットィングであることが重要であり、連結財務諸表については、IFRS と米国会計基準のコンバージェンスが終了済みであることを考えると、非償却とすることに企業としてメリットがあるのではないか。
- 【単体財務諸表に関する方向性の考え方】にあるように、収益と費用の対応を重視する観点からは償却を継続すべきではないか。

（参考２）前回委員会の議事概要

議事要旨(4) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、「単体財務諸表に関する検討会議」報告書も踏まえながら、のれんの連結及び単体の取扱いについて検討を行っていただきたい旨の説明があり、審議事項(4)に基づいて、前田専門研究員より具体的な論点の内容に関する説明が行われた。また、連結先行を検討する際、IFRS を連結に導入している欧州の事例も参考にするべきという意見が聞かれているため、参考として、欧州各国（英仏独）の会計制度の概要に関する説明が行われた。

その後の主な発言内容は以下のとおりである。

事務局は、以下の事項について意見を求めており、主な発言内容における番号は、以下の各事項に関する意見である。

- ①現行基準における「規則的な償却を行う方法」の考え方、その根拠について、どのように評価するか。
- ②コンバージェンスの観点から、のれんの償却についてどのように考えるか。
- ③上記を踏まえ、連結の取扱いをどのように判断するか。（⇒非償却にすべきと判断する場合には④についてもご意見をお伺いしたい）
- ④仮に連結ベースでのれんを非償却とすることとした場合、連単一致のコスト（デメリット）と連結先行のコスト（デメリット）を踏まえ、単体の取扱いをどのように判断するか。

ある委員より以下の意見があった。

- ①のれんの償却・非償却については、それぞれの論拠に一長一短があるのではないかと考えている。非償却については、自己創設のれんが計上される問題があることや、減損テストを每期行うことは煩雑といった意見がある。一方、償却については、のれんは必ずしも減価するとは限らないという指摘や、財務諸表の利用者や経営者がのれんの償却費を利用していない意見がある。のれんの償却年数の決定は大変だが、その後は実務上会計処理が容易になるという意見もある。現行の日本基準は両者を比較考量して償却を選択しているが、どちらの考え方が良いかは言いきれない。
- ②米国基準及び IFRS がいずれものれんを償却しないため、日本基準で償却を続けるメリットは少ないと考えられる。また、無形資産の包括的な基準の開発により、のれんの金額を少なくする考え方が適切ではないか。これにより、のれんの非償却のデメリットは減少すると考えられる。
- ③コンバージェンスの観点から非償却とする考え方が適切ではないかと考えている。
- ④償却の方が簡便的なので、単体は償却する考え方はあるかもしれないが、税務上の問題

は少ないことや、財務諸表利用者の理解が容易になるため、特に理由がない限り、連結と単体を共に償却しないことが適切ではないか。

ある委員より以下の意見があった。

①理論面から償却・非償却を選択することは難しく、実務的な面から検討していく必要がある。(a)無形資産の包括的な基準の開発により無形資産の対象が広がることからのれんの金額は相対的に少なくなること、及び(b)のれんの減損テストの厳格性を高めかつ頻度を見直すことの二つを前提条件にすれば、以下の理由からのれんを非償却とすることが適切であると考えられる。

- のれんを規則償却する場合、償却期間・償却パターンを経済実態に即して適切に決めることは難しく、結果的に恣意的になりがちなため、定期的に厳格な減損テストを行う方が、経済実態を財務諸表に適切に表していくことができる。
- のれんを規則償却しないと自己創設のれんを計上するという批判があるが、逆に、のれんの償却費を規則的に計上し、のれんの価値を維持するためにかかる費用（広告費・開発費等）を計上すれば、費用の二重計上になる弊害がある。
- 財務諸表利用者や企業経営者の中には、業績評価やEPSの計算上、のれんの償却費を考慮していないという意見があり、のれん償却費の財務報告上の有用性に疑問がある。

②①で述べたように、のれんの規則償却はするべきでないという観点からは、IFRSにコンバージェンスをすべきである。

③のれんを償却しない方法が適切ではないかと考える。

④理論面からは、連結財務諸表作成の一般原則における、いわゆる準拠性又は規準性の原則によると、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作らなければならないことになっている。このように、連結は個別に基づくべきだという理論的な面からは、連単一致が原則である。一方、実務面からも、連結先行した場合にはいろいろとそれに伴うコストやデメリットがあることから、基本的には連単一致であるべきである。しかしながら、現実問題としては税務上の懸念があるということ等については理解するので、それらが解決されるまでは、当面連結先行をすることには同意する。また、単体検討会議からの報告書による意見を、十分斟酌する必要があることも考慮した上で、連結先行をすることには異論がない。しかし、だからといって、連結上までコンバージェンスするべきではないという考え方には、賛同できない。

ある委員より以下の意見があった。

①以下の点から現行の方法（償却と減損テスト）が適切であると考える。

- のれんは取得原価と識別可能資産及び負債の差額である。しかも、識別された資産と負債がどのように測定されたかにもよる。したがって、そのような「差額概念ののれん」について、その価値が永続すると考えることは一般に困難であり、耐用年数が特

定できない無形資産とは明らかに性格が異なる。

- 仮に、「差額概念としてののれん」の大部分が超過収益力であるとしても、競合相手が常に参入するのがビジネスの常であり、のれんの価値は減価していくものと考えられるほうが一般的であると思う。取得のれんの償却を行わないと、その減価分について結果的に自己創設のれんが計上されることになると思う。
 - のれんの償却費とのれんを維持する費用（広告費や開発費等）の性格は異なり、費用の二重計上の批判に当たらない。
 - 取得のれんは投資の一部を構成しており、事業買収に伴う将来収益のコストである。投下資本の回収の面からは、のれんの償却後で利益が計上できるか否かが重要であり、収益と費用の対応の観点からものれんは償却すべき資産であると思う。
- ②IFRS と米国基準ではのれんは非償却であるので、ビジネス環境のイコール・フットィングの側面からすれば非償却の方が望ましいと考えられる。しかし、投下資本の回収という側面も加味した「企業の国際競争力」という視点からは、いずれが適切かは一概に決めることはできない。ドイツやフランスの会計基準ではのれんを償却としているが、この背景を確認する必要がある。また、会計基準のコンバージェンスは、企業の経済的実態をより適切に表す、高品質に向かうものとして位置付けるべきであり、のれんの会計処理はリサイクリングとともに、日本基準の存在理由に関わるものであると考えている。
- ③現行の方法（償却と減損テスト）が適切ではないか。

あるオブザーバーより以下の意見があった。

- ①取得原価の配分残余として算定されるのれんを償却すべきとする考え方は、伝統的な取得原価主義に立っていると考えられる。しかし、時価主義的な観点で、のれんを含んだ買収金額の全体がその企業の合理的な時価であり、のれんは取得原価の配分残余ではないとみなせば、のれんを償却しない考え方も合理的である。

また、のれんを償却しないと自己創設のれんを認めることになるという考え方があるが、買収後ののれんの価値がシナジー効果で当初よりも増加することもありえるし、非償却の場合もその増加分は認識しない。逆に価値が減価すれば、のれんを減損処理すれば良いので、のれんの非償却が結果的に自己創設のれんを認めることになるという批判には当たらない。

- ②IFRS 及び米国基準はいずれものれんは非償却であり、日本基準だけがのれんを償却することは望ましくない。また、IFRS 及び米国基準と同様に、我が国も無形資産の会計基準の整備を進めているが、従来通りのれんを償却することは一貫性に欠ける。

- ③のれんは非償却にすべき

- ④税務上損金経理要件はない。単体でのれんが生じるケースは少ない。このため、連単分離する理由は全くないと思う。

以上

（参考３）前回委員会の資料

１．これまでの経緯

当委員会は、平成21年7月に「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」を公表し、寄せられたコメントを踏まえ審議を行ってきたが、のれんの償却処理の取扱いについては両論の意見がある。

一方、包括利益の表示の我が国会計基準への導入の検討を契機として、上場会社の個別財務諸表に関する連結先行のあり方が議論となった。平成22年8月の企業会計審議会において、当財団が、基準設定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化の方策を検討することとなり、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、ハイレベルな意見を聴取するために、「単体財務諸表に関する検討会議」が設置され、平成22年10月より開催されている。

２．結論を導く上での検討事項

（１）会計処理の考え方からの検討

①平成15年（2003年）企業結合会計基準設定時の議論（企業会計審議会）

企業結合会計基準は、国際的調和の観点から、FASBの決定及びIASBで行われていた議論を踏まえ、最終的にのれんについては償却処理することとされた（平成12年9月から平成15年10月）。

- 米国では、2001年に、のれんの償却を、それまでの40年以内償却から非償却に変更した（持分プーリング法の廃止と同時。）¹。
- IFRSでも、2002年に、それまでの20年以内償却から非償却に変更する公開草案が公表され（持分プーリング法の廃止と同時。）²、2004年3月に最終基準化された。
- 米国及びIFRSが非償却としている理由は、**参考２**を参照。
- 我が国で規則的な償却を行うこととした理由は、**参考３**を参照。

②平成17年（2005年）企業結合適用指針開発時の議論（ASBJ）

- 検討状況の整理に対するコメントの中に、のれんを非償却資産とし、その後の会計処理は減損処理に一本化すべきである、また、償却を継続するのであれば一括償却を認めるべきとの意見があった。これは、償却を行うことが会計基準の国際的なコンバージェンスの方向性と一致しないことや、我が国企業の国内外でのM&A戦略の遂行に重大な阻害要因となり得ること等を論拠とするものであった。
- 結果的に、規則的な償却を見直さなかった（詳細は、**参考４**及び**参考５**を参照）。

¹ FASBが1999年に公表した公開草案では、のれんの償却期間を40年から20年に短縮することが示されたが、その後の2001年に公表した公開草案では、償却を禁止し、減損処理のみを行う提案に変更された。

² ASBJは、2003年4月にIASBに対して、IFRS公開草案第3号「企業結合」に対するコメントを提出し、のれんの非償却に反対している（のれんに関するコメントは、参考資料1の**参考１**を参照）。

③企業結合（ステップ２）における検討状況

- のれんの償却自体の意義、償却手続、自己創設のれんの計上との関係の観点から、償却する考え方の根拠と償却しない考え方の根拠を論点整理でまとめている（**参考６**を参照）。
- 論点整理に対するコメントは、**参考７**を参照。
- 第 193 回企業会計基準委員会（平成 22 年 1 月 15 日）において、償却・非償却の議論を行っている（議事概要は、**参考８**を参照）。

（２）コンバージェンスとの関係

①EU 同等性評価との関係

- 欧州証券規制当局委員会（CESR）の技術的助言（2005 年 7 月）において、日本基準で要求される減損テストと組み合わさったのれんの償却は、IFRS との重要な差異ではないとされた³。

②コンバージェンス・プロジェクト

- IASB との第 3 回会合（2006 年 3 月）において、コンバージェンス・プロジェクトの進め方について再検討し、当初のフェーズド・アプローチから全体像アプローチに移行するプランを ASBJ が提案し、IASB と合意した。このとき、企業結合（持分プーリング法、のれん等）は、会計基準間の差異のひとつとして識別された。

③東京合意（2007 年 8 月）

- 東京合意において、2011 年 6 月 30 日までの目標としては、「これまで両者で識別されてきた日本基準と IFRS との間の差異のうち、2008 年までのプロジェクトに含まれない残りの差異について、コンバージェンスをもたらものとする。」とされている⁴。
- 東京合意の後、ASBJ のプロジェクト計画表（2007 年 12 月）では、既存の差異に係るプロジェクト項目（中期）として、企業結合（ステップ 2）をとりあげ、その中に「のれんの償却」が含まれている。

³ EU 同等性評価において、企業結合関連で重要な差異として指摘された下記の項目は、平成 20 年改正（短期コンバージェンス・プロジェクト）で見直しを行った。

①持分プーリング法、②株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価の測定日、③負ののれんの会計処理、④少数株主持分の測定（部分時価評価法）、⑤在外子会社株式の取得等により生じたのれんの換算処理、⑥企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理

⁴ 東京合意では、今後のコンバージェンス・プロジェクトの基本的な進め方を中心に協議をして取りまとめたものであり、個別の検討項目について踏み込んだ議論を行ったものではない。全体像アプローチで掲げた項目を、東京合意に基づき再整理すると、企業結合（のれん）は 2011 年 6 月 30 日までの目標に含まれることになると考えられる（新井武広「ASBJ と IASB とのコンバージェンス・プロジェクトの経緯と全体像」季刊会計基準第 18 号（2007 年 9 月））。

（３）のれんの処理の検討と関連する前提事項

のれんの処理と関連して、下記の見直しを行うことを前提としている。

- 減損会計の取扱い…仮にのれんを非償却とする場合、年１回の減損テスト、割引後CF による１段階のテストを行う方向。対象範囲は「重要な」のれんとする方向。
- 既存のれんの取扱い…仮にのれんを非償却とする場合、経過措置として、既存ののれんを期首に減損テスト（損失相当額は利益剰余金に計上）したうえで、その後は償却しない扱いとする方向。
- 無形資産会計基準の開発…定義、認識要件等を定めた包括的な会計基準の検討^５。

ディスカッション・ポイント１

以下の各々のステップごとに、ご意見をお伺いしたい。

ステップ１

- ✓ 現行基準における「規則的な償却を行う方法」の考え方、その根拠について、どのように評価するか。

ステップ２

- ✓ コンバージェンスの観点から、のれんの償却についてどのように考えるか。

ステップ３

- ✓ 上記を踏まえ、連結の取扱いをどのように判断するか。（⇒非償却にすべきと判断する場合にはディスカッション・ポイント２についてもご意見をお伺いしたい）

^５ 平成 20 年改正（短期コンバージェンス・プロジェクト）において、従来、被取得企業からの受入資産に識別可能な無形資産が含まれる場合、取得原価を当該無形資産等に配分することができるとしていたが、当該無形資産が識別可能なものであれば、原則として識別して資産計上を求めることとした。この改正基準は、平成 22 年 4 月 1 日以後実施される企業結合から適用されている。

（４）連結先行^６に関する検討

- 以下の検討は、連結ベースでのれんを非償却とすることとした場合に必要となる。
- 組織再編の形式の相違は、連結上の会計処理には影響しないものの、単体上の会計処理には影響がある。のれんは、次のような違いがある。

	連結	単体
合併、事業譲受	のれんを計上	のれんを計上
現金買収、株式交換、株式移転	のれんを計上	子会社株式を計上

- 連結先行を検討する際、IFRS を連結に導入している欧州では、単体財務諸表との関係、関連諸制度との関係で様々な工夫がなされていると思われるため、それらの事例も参考にすべきという意見が聞かれている。詳細は、**参考資料 2**を参照。
- 昨年 6 月の「上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会」の検討状況は、**参考 9**を参照。
- 昨年 8 月の企業会計審議会では、抽象的に連単一致か分離かという切り口よりも、むしろ単体を変更することに伴う作成者・投資家のコスト・ベネフィットを、具体的・実務的に比較衡量することが重要としている（**参考 10**を参照）。のれんの償却処理の取扱いを整理すると、下記のようになると考えられる。

①「連単一致でコンバージェンスする場合のコスト（デメリット）」

- 以下 3 つの懸念については、連結先行した場合は、単体については当該懸念に一定の範囲で対応することができるが、連単一致とした場合は、連単ともに懸念が残ることとなる。
 - ◇ のれんを非償却とし減損処理のみとする方法は、企業結合後の利益計算の観点や自己創設のれんの計上の問題などに懸念がある。
 - ◇ 企業は投資（企業結合）の成果を評価する際、投下金額を上回る収益をあげているかを見ている。のれんが投資した原価の一部であることを鑑みれば、のれんの償却費を投資の成果から控除することが経営管理の観点からも整合する。
 - ◇ のれんを非償却とする場合、年 1 回、割引後 CF で減損テストを行う方向の見直しを前提とすると（後掲（４）を参照）、実務負担への懸念や、恣意性が介在する余地が大きくなるという懸念がある。

⁶「コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣行、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する。こうした状況を踏まえ、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方（いわゆる「連結先行」の考え方）で対応していくことが考えられる。」（「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（平成 21 年 6 月企業会計審議会））

（参考）

- 税務とのれんの関係であるが、法人税法上の資産調整勘定は５年以内に償却することとされ、償却について損金経理要件は課されていない（法人税法第 62 条の 8）。したがって、仮にのれんを非償却とした場合、現行の法人税法上の取扱いを前提にすれば、コストとなる可能性は高くないのではないかと考えられる。他方、法人税法の取扱いそのものに影響を与える可能性があるとの意見もある。
- 会社法上の分配可能額とのれんの関係であるが、のれん等調整額（のれんの二分の一の額⁷と繰延資産の合計額）が資本金・準備金・その他資本剰余金の合計額を超え、かつ、のれんの二分の一の額が資本金・準備金・その他資本剰余金の合計額を超える場合、その他資本剰余金及び繰延資産の合計額を分配可能額から控除する（会社計算規則第 158 条第 1 号ハ(2)）。仮にのれんを非償却とした場合、現行の会社法上の取扱いを前提に、非償却による利益剰余金の増加も加味すれば、分配可能額が多くなることでコストとなる可能性は高くないのではないかと考えられる。他方、分配規制そのものに影響を与える可能性があるとの意見もある。

②連結先行でコンバージェンスする場合のコスト（デメリット）

- 連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計基準とすると、企業グループ全体では実態に違いはないにもかかわらず、吸収合併や事業分離により財務情報が変わることから、投資家による企業の財務内容の理解を阻害する可能性がある。
- 連結と単体で償却の有無が異なると、企業結合後の業績評価の際に、連結と単体で利益が異なるため、場合によっては投資家の理解可能性を妨げる可能性がある⁸。
- 連結と単体で異なる減損会計の適用が必要となり（後掲（４）を参照）、連結財務諸表を作成する会社において、実務上の負荷や会計処理の複雑性が増す懸念がある⁹。
- 連結先行による連結と単体のズレを解消するために整理が必要な事項や時期等が見出しにくく、両者の会計処理が長期にわたって分離してしまう懸念がある。
- 連結先行した場合は、連結については以下のような懸念に対応することができるが、単体については当該懸念が引き続き残ることとなる。

✧ のれんを償却する方法は、主観的な見積りとなる可能性が高い耐用年数の決定を伴うものであり、恣意的な費用計上を助長する懸念がある。すべてののれんの価

⁷ のれんは基本的にはそれ単独で換金可能性はなく、繰延資産と同様、費用または損失の繰延べという側面も否定できない。もっとも、のれんは一定の対価を支払って事業等を買った場合における識別可能財産と対価額との差額であるから、その中には将来の収益によって回収可能なものも含まれている可能性は否定できない。こうしたことから、旧商法では配当規制上、資産として取り扱われていたのれんについても、その 2 分の 1 を乗じて得た額を控除することとしている。なお、2 分の 1 には特に根拠はなく、おおむね半分ということである（郡谷大輔・和久友子 編著「会社法の計算詳解 第 2 版」）。

⁸ 他方、組織再編の形式の相違で単体上は子会社株式が計上されることがあり、単体ののれんはさほど重要性がない場合も多いため、コストは限定的となることも考えられる。

⁹ 他方、組織再編の形式の相違で単体上は子会社株式が計上されることがあり、単体ののれんはさほど重要性がない場合も多いため、コストは限定的となることも考えられる。

値が減少するわけではなく、減価する場合でも毎期規則的に減少することは稀である。のれんのうち減価しない部分が存在する以上、当該部分は経済的実態を反映して非償却とすべきであり、減価しない部分を分離するためには、見積りや按分といった要素が介入するかもしれないが、分離不能な部分を含めて一律に規則的な償却を行う場合に比べれば、弊害は相対的に小さいと考えられる。

- ✧ 財務諸表の利用者は意思決定にあたってのれん償却費を無視しており、企業側も経営者の業績を評価するにあたりのれん償却費を考慮しないことが多いことから、のれんが償却期間にわたって毎期均等に収益獲得に貢献するという想定は、経営の実態にかなった会計処理とは言えない。
- ✧ 減損処理については、我が国でも実際の会計基準に取り入れられてから既に６年が経過しており、相当程度の実行可能性が確保されている。
- ✧ のれんの非償却が自己創設のれんの計上につながるという見方は、購入したのれんが継続的に減少し、事後的な支出と同時に価値が創出されるという仮定に基づいている。

ディスカッション・ポイント２

- ✓ 仮に連結ベースでのれんを非償却とすることとした場合、連単一致のコスト（デメリット）と連結先行のコスト（デメリット）を踏まえ、単体の取扱いをどのように判断するか。

以上